

事業申請にあたっての留意点等

1 交付対象事業について

(1) 「市町村合併に伴う地域の連携の推進に関する事業」について

対象：平成15年9月1日以降に合併した市町村区域内に係る事業

なお、合併前であっても合併構想により構想対象市町村に位置づけられた市町村区域内の事業もこの区分の対象とします。また、事業主体は、市町村、公共的団体等のいずれも対象です。

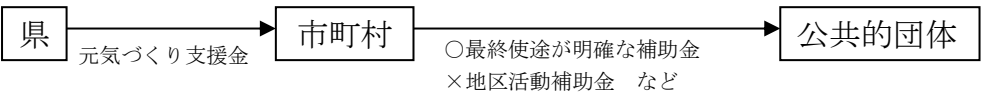
(2) 「地域協働の推進に関する事業」について

当該事業自体には協働性は認められないものの、結果として地域協働を促すこととなる事業が対象です。なお、「市町村合併に伴う地域の連携の推進に関する事業」の同様の事業も対象となります。その他の区分に該当する事業は、事業実施段階で地域（住民）協働が備わっていることが必要です。

(3) 市町村が公共的団体等を行う間接補助について

最終使途の内容が明確な間接補助事業のみを対象とします。

ただし、元気づくり支援金と同様の主旨で市町村が実施する総合補助事業は対象外とするほか、内容を特定せず枠的に公共的団体等に補助する経費については、対象外となります。（例えば、〇〇地区活動補助金 など）



(4) 市町村が公共的団体等を行う委託事業について

市町村が公共的団体等に委託する事業も従来どおり対象とします。

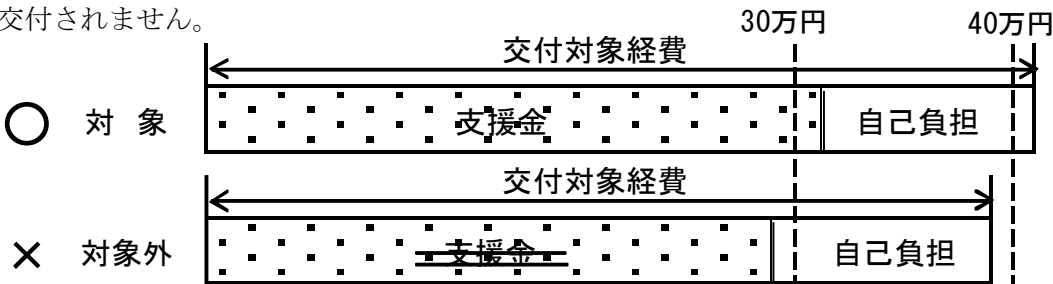
2 補助限度額について

支援金の対象事業を補助額30万円以上としています。補助額が30万円を下回ると支援金の対象外となりますので、計画を立てる際には十分ご注意ください。

また、実績で補助額が30万円を下回る場合は、原則として交付決定が取り消しとなりますので、計画を立てる際には事業費をしっかりと見積っていただくとともに、事業実施にあたっては計画に沿って実施するようご留意願います。

なお、交付決定後に補助額が30万円を下回る場合は、速やかに、所轄地域振興局へ相談してください。

例：補助率3／4のソフト事業の場合、事業費（交付対象経費）が40万円未満の事業は、支援金は交付されません。



3 新基準について

令和 7 年度実施事業から選定基準が改正され、従来の基準に加え、
新基準 A「広域的に連携した事業」

又は

新基準 B「人口減少下において真に持続可能な地域づくりに資する事業」

のいずれかに該当する必要があります。

※令和 8 年度実施事業までは、経過措置として従来の基準のみに該当する事業（新基準には該当しない事業）も支援対象となります。

新基準 A「広域的に連携した事業」

→事業の実施主体として、単一の市町村域を越えて連携していることを要件とする。

例) A 市の団体と B 町の団体が連携して事業を実施する場合

対象外) A 市の団体が、A 市以外からも参加者を募集して実施

A 市の団体が、開催地域を A 市・B 町として実施

→事業の実施主体として、事業目的を共有し、企画段階から連携する
必要があります。

新基準 B「人口減少下において真に持続可能な地域づくりに資する事業」

→地域の住民生活に目に見える変化をもたらすことを成果目標として明確に設定し、
かつ補助金活用後の自走のビジョンが明確であることを要件とする。

成果目標 例) ○○を行う拠点の整備、仕組みづくり、○○のため育成した人材の
活動件数 等

対象外) 事業の参加者数

→参加したことで地域にどのような効果があったのかが重要

自走のビジョン 例) 元気づくり支援金活用終了後の事業収入の見込み 等

※事業計画に資金計画を記載いただくとともに、

元気づくり支援金活用終了後の事業の継続方法を確認します。

4 重点支援対象事業について

元気づくり支援金では、県として特に重点的に推進したい取組を、重点支援対象事業として指定し、該当する事業の補助率をかさ上げします。

※ 令和 7 年度から従来の重点テーマに代えて重点支援対象事業が設定されています。

※ 補助率がかさ上げされるのは、令和 7 年度から追加された新しい選定基準を満たし、かつ重点支援対象事業に該当する事業となります。令和 6 年度までの従来の選定基準のみを満たしている場合は、重点支援対象事業の対象となりませんので、ご注意ください。

※ 令和 8 年度の重点支援対象事業の内容は、以下の県 HP に掲載します。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/shinko/kensei/shichoson/shinko/shienkin/index.html>

※ マイ箸、マイボトルの持参や自転車利用、街歩きイベントに合わせたごみ拾いなど、2050 ゼロカーボンに向けた「プラスワンアクション」に取り組むこととし、その内容について、事業計画書別紙（別記様式第1号関係）の事業概要欄⑤特記事項に記載してください。

5 交付対象経費について

（１）食糧費について

食糧費については、原則対象外としていますが、事業目的に照らして事業実施に不可欠で、かつ必要最小限の食材費については認められる場合がありますので、地域振興局に御相談ください。

対象となる例	・食育事業、郷土料理教室、そば打ち教室の原材料費
対象外となる例	・イベントにおける無料配布、販売の原材料費

（２）人件費について

地域住民の労務の提供に対し支払う謝金は、名称のいかんを問わず、「人件費」に該当するものであり、対象外経費となります。

ただし、例えば、植栽事業において重機作業が必要であり、地域住民の中に重機のオペレーターがいて、作業内容に応じて労務費の積算が適正になされ、個人事業者として請負と同様の形態で事業主体と契約を締結している場合などについては、この限りではありません。

また、草刈りなどの地域住民の協働作業に関して傷害保険等を掛ける場合がありますが、人件費同様に対象外経費として扱います。

なお、例えば、子供がノミやのこぎりを使用する「親子ものづくり講座事業」などにおいて、受講者に対する傷害保険等はこの限りではありません。

（３）調査研究や計画作成について

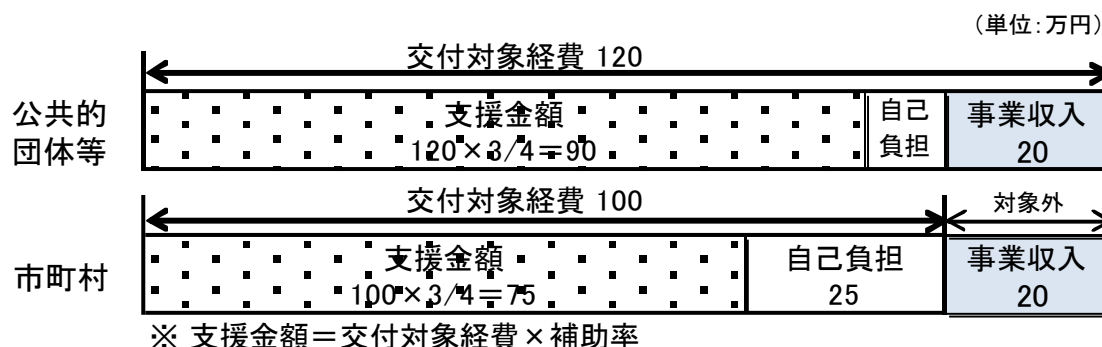
事業効果を直接に生み出さない調査研究や計画作成については、対象外経費とします。

ただし、調査研究や計画作成の結果等と密接な関連付けがあり、事業効果を創出する事業が併せて行われる場合は、この限りではありません。

（４）特定財源の扱いについて

事業の継続性の観点から、自己財源の確保に向けたインセンティブとして、公共的団体等の事業については、対象事業費に事業収入、市町村・民間補助金、負担金等の特定財源を算入することとしています。なお、市町村事業は、対象経費から特定財源を控除します。

例：事業実施に係る経費 120 万円、補助率 3／4 のソフト事業で、20 万円の事業収入がある場合
の支援金額の算出



6 広報表示について

地域住民の皆様に対して、支援金活用事業を幅広く周知するために、支援金により取得（作成）した施設・設備、機材・物品及び印刷物等へ支援金を活用した事業である旨を表示していただく必要があります。

なお、広報表示に要する経費については、対象経費に含めることができます。

（１）表示内容

表示にあたっては必ず、「長野県 地域発 元気づくり支援金」を入れること。

例：「令和○年度 長野県地域発元気づくり支援金により整備しました。」

「長野県地域発元気づくり支援金活用事業」

（２）表示にあたっての注意事項

- ① 原則、ペイントする等、取りはずし等が容易にできない方法で表示すること。
ただし、表示物が多い場合等必要に応じ、ラベルライターのシール等も可能とする。
- ② 表示する場所は、表示効果が十分認められるところとすること。
- ③ 表示の大きさは、視認でき、表示効果が認められる大きさとすること。
- ④ 実績報告書には、広報表示がわかるように撮影された写真を添付すること。

（３）表示の具体例

事業例	表示方法等
公園、花壇、遊歩道等	立て看板等に表示
草刈り機、薪割り機、工具等の機材等	見える場所に表示（工具箱等でも可）
パンフレット、冊子等の印刷物	表紙や裏表紙等の余白に表示
シンポジウム、講習会等の催事	プログラムやタイトル看板等に表示

7 会計処理

元気づくり支援金は皆様の貴重な税金をもとに実施している補助金であり、事業の実施には適正な執行が求められており、かつ、そのチェックが必要不可欠です。

つきましては、より適正な執行管理を進めていくため、次の事項を遵守してください。

(1) 会計責任者について

支援金交付申請書（別記様式第3号）については、下記専用口座に係る内容の記載と併せて、会計責任者を明記してください。（団体の規模等に応じて、代表者と会計責任者が兼務となることもやむを得ないものとして取り扱います。）

(2) 専用口座の開設について

団体の通常の活動経費と支援金活用事業の経費つきましては、明確に分けて管理をしていただく必要があることから、地域づくり団体等の公共的団体にあつては、支援金活用事業に係る専用の口座を開設してください。

支援金は事業実施後にこの口座に振り込まれますが、事業にかかる自己資金（メンバーの立て替え含む）の管理も、可能な限りこの口座を利用してください。

(3) 補助簿の作成について

会計関係書類の不備を防ぐため、収入支出の明細等を記録した補助簿を作成してください。記録した内容については、必ず代表者、会計責任者以外の者が確認するようにしてください。

補助簿は、参考様式（103～105 頁参照）を可能な限り活用してください。なお、詳細版を活用して整理しておく、実績報告の作成が簡便になります。

また、領収書等の証拠書類は補助簿の番号と合わせてA4版の台紙に貼付して、整理してください。

※支援金の算出にあたり、特定財源となる収入額を確認する必要があるため、補助簿等には事業に係る収入も記載してください。

(4) 契約方法について

補助金交付要綱では、契約は原則競争入札としていますが、独自の会計規程を持たない公共的団体等については、県の財務規則に準じて、次のとおり行ってください。

10 万円未満	見積不要
10 万円以上	複数見積

8 その他

(1) 国・県等の助成制度との重複受給の禁止

地域発元気づくり支援金交付要綱第3の2（交付対象外事業）に該当することが判明した場合は、交付決定後であっても取り消しとなります。事業計画申請段階から重複申請とならないようご留意願います。

なお、市町村の補助や民間の助成（例：「長野県みらいベース」の助成）については、支援金と併せて受けられますが、その額によっては、支援金額の算出に影響する場合がありますので、ご注意ください。

(2) 事業によって建設した建築物の登記について

事業によって、登記すべき建物を建築した場合、表示及び所有権保存の登記を行ってください。また、このような事業の場合、申請団体が登記の主体となり得るか、申請の際に確認させていただきます。

（３）物品等の管理について

支援金により購入した消耗品については、通常の活動において使用が可能な物等については明確に分けて管理をしていただく必要があります。事業終了後の残分につきましては、別の用途として適宜使用することも可能ですが、計画的に購入するなど、大量に余ることのないようにご注意ください。

また、支援金により購入した備品については、事業実施年度以降についても、事業の趣旨に沿った適正な使用や管理をしていただく必要があります。

（４）事業の進捗管理について

支援金は、単年度の事業であることから、事業は年度内に完了していただく必要があります。

このため、定期的に事業の進捗管理を行い、計画変更が生じる場合は速やかに地域振興局長の承認を受けるようにしてください。

（５）事業の継続性について

支援金終了後の事業の継続性が必要であることから、平成 25 年の制度改正において、自助努力による自己負担を導入したところです。自己負担があることで事業計画の熟度が高まったり、持続可能な取組に繋がっている傾向が見られます。

一過性の取組で終わることなく、自ら収入を確保しながら、継続的に課題解決に取り組むことが大切です。このため「ソーシャルビジネス(ビジネスを手段として社会問題を解決しようとする取組)」の観点なども取り入れながら、持続可能な発展性のある取組を行ってください。

適正な支出であることが証拠書類から確認できない場合や不備がある場合には、補助を受けられない場合がありますので証拠書類等の管理には十分ご注意ください。

支援金支払い後においても、必要に応じて帳簿等の証拠書類や備品の管理等について確認をさせていただく場合があります。証拠書類については、事業実施年度の翌年度から 5 年間整理保存してください。

事業の目的に反して使用された経費等が確認された場合、支援金を返還していただくことがありますのでご留意願います。